

証券コード 9684  
平成25年6月3日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号  
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
取締役社長 和田 洋一

### 第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成25年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社指定の議決権行使サイト（アドレス <http://www.evotage.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書面に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、41頁から42頁までの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法によるものと重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効なものとしてさせていただきます。また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

#### 記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成25年6月25日（火曜日）午前10時（開場時間 午前9時）                         |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号<br>ハイアット リージェンシー 東京<br>地下1階「センチュリールーム」 |

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第33期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件   |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告及び監査報告は、3頁から36頁までに記載のとおりです。ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hd.square-enix.com/jpn/ir/stock/shareholdersmeeting.html>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hd.square-enix.com/jpn/ir/stock/shareholdersmeeting.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループは、報告セグメントをデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業と定め、各々のセグメントにおいて事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。

当連結会計年度の業績は、売上高は147,981百万円（前年同期比15.7%増）、営業損失は6,081百万円（前年同期は10,713百万円の営業利益）、経常損失は4,378百万円（前年同期は10,297百万円の経常利益）となりました。

なお、昨今のゲーム事業の環境変化を踏まえ、開発方針の変更、組織体制の見直し、一部ビジネスモデルの変更等を行うこととしました。これらによる特別損失の発生を主要因として、最終損益は、13,714百万円の当期純損失（前年同期は6,060百万円の当期純利益）となりました。

当連結会計年度の報告セグメント別の状況は以下のとおりであります。

#### (2) 部門（事業）別の状況

##### ① デジタルエンタテインメント事業

ゲームを中心とするデジタルエンタテインメントコンテンツの企画、開発、販売及び運営を行っております。デジタルエンタテインメントコンテンツは、顧客のライフスタイルにあわせて、家庭用ゲーム機（携帯ゲーム機を含む。）、PC、携帯電話（スマートフォンを含む。）等、多様な利用環境に対応しています。

当連結会計年度は、欧米における家庭用ゲーム機向けの大型ソフト販売が伸び悩み、営業損益の水準が大きく低下しました。

ブラウザ、スマートフォン等をプラットフォームとしたコンテンツにおいては、ブラウザゲーム「戦国IXA（イクサ）」、モバゲー向けソーシャルゲーム「ファイナルファンタジーブリゲイド」等が引き続き収益に貢献する他、平成24年4月にサービスを開始して国内でヒットしたソーシャルゲーム「拡散性ミリオンアーサー」が、同年12月よりサービスを開始した韓国でもヒットするなど、新規タイトルも順調に伸長しております。

また、平成24年8月にサービスを開始した多人数参加型オンラインロールプレイングゲーム「ドラゴンクエストX 目覚めし五つの種族オンライン」の運営は、堅調に進捗しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は89,482百万円（前年同期比24.5%増）となり、営業利益は44百万円（前年同期比99.7%減）となりました。

## ② アミューズメント事業

アミューズメント施設の運営、並びにアミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の企画、開発及び販売を当セグメントに計上しております。

当連結会計年度は、アミューズメント施設運営は堅調に推移しているものの、当連結会計年度に発売したアミューズメント機器が不振であったことから、営業損失となりました。

当事業における当連結会計年度の売上高は44,276百万円（前年同期比5.6%増）となり、営業損失は353百万円（前年同期は2,552百万円の営業利益）となりました。

## ③ 出版事業

コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行っております。

当連結会計年度は、人気作品のメディアミックスの効果により、引き続きコミック単行本の販売が堅調に推移いたしました。

当事業における当連結会計年度の売上高は11,086百万円（前年同期比2.2%減）となり、営業利益は2,484百万円（前年同期比3.5%減）となりました。

## ④ ライツ・プロパティ等事業

主として当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画・制作・販売及びライセンス許諾を行っております。

当連結会計年度は、引き続き、自社コンテンツのキャラクターグッズ、サウンドトラック等の販売・許諾を行うとともに、他社の有力コンテンツのキャラクターグッズ化による品揃えの強化や海外展開による収益機会の多様化に努めております。

当事業における当連結会計年度の売上高は3,264百万円（前年同期比18.0%増）となり、営業利益は667百万円（前年同期比10.2%減）となりました。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、12,508百万円であり、主なものは、アミューズメント事業に係るアミューズメント機器への投資、デジタルエンタテインメント事業に係る開発機材及びデータセンターのネットワーク機器の購入、並びに本社の新社屋の内装工事によるものであります。

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 重要な組織再編等

該当事項はありません。

### (6) 財産及び損益の状況

| 区 分                   | 第30期<br>平成21年度 | 第31期<br>平成22年度 | 第32期<br>平成23年度 | 第33期<br>(当連結会計年度)<br>平成24年度 |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (百万円)           | 192,257        | 125,271        | 127,896        | 147,981                     |
| 当期純損益 (△は損失) (百万円)    | 9,509          | △12,043        | 6,060          | △13,714                     |
| 1株当たり当期純損益 (△は損失) (円) | 82.65          | △104.66        | 52.66          | △119.19                     |
| 総 資 産 (百万円)           | 270,529        | 206,336        | 213,981        | 202,509                     |
| 純 資 産 (百万円)           | 154,258        | 135,143        | 137,297        | 121,636                     |

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成25年3月31日現在）

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                   | 資本金       | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                                         |
|---------------------------------------|-----------|--------------------|-------------------------------------------------|
| 株式会社スクウェア・エニックス                       | 1,500百万円  | 100.0%             | デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業 |
| SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. | 1米ドル      | 100.0%             | 北米市場における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理                  |
| SQUARE ENIX, INC.                     | 10百万米ドル   | 100.0%<br>(100.0%) | 北米市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業    |
| SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.   | 2英ポンド     | 100.0%             | 欧州市場における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理                  |
| SQUARE ENIX LTD.                      | 111百万英ポンド | 100.0%<br>(100.0%) | 欧州市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業    |
| SQUARE ENIX (China) CO., LTD.         | 12百万米ドル   | 100.0%             | 中国アジア市場におけるデジタルエンタテインメント事業                      |
| 株式会社タイトー                              | 1,500百万円  | 100.0%             | デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業及びライセンス・プロパティ等事業      |

(注) 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、高度で良質なコンテンツの創造を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことを目指しております。今後、ITや通信環境の急速な発展・普及により、ネットワークを前提とするエンタテインメントに対するニーズが高まるとともに、ユーザーが多機能端末を通じて多様なコンテンツにアクセスできるようになるなど、デジタルエンタテインメントの産業構造が大きく変化しております。当社グループは、これらの変化に即応し、新しい時代のデジタルエンタテインメントを切り拓いていくことを中長期的な会社の経営戦略に位置づけております。

中長期的な会社の経営戦略を実現するため、国際的な事業拡大、多様な顧客ニーズに合致したエンタテインメント・コンテンツ／サービスの提供、それに対応する人材の育成・獲得等が当社グループの対処すべき重要な課題であります。

(9) 主要な事業セグメント (平成25年 3月31日現在)

|                 |                                                     |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| デジタルエンタテインメント事業 | コンピュータゲームを中心とするデジタルエンタテインメントコンテンツの企画、開発、販売、販売許諾、運営等 |
| アミューズメント事業      | アミューズメント施設運営、アミューズメント機器の企画・開発・製造・販売・レンタル等           |
| 出版事業            | コミック雑誌、単行本、ゲーム関連書籍等の出版、許諾等                          |
| ライセンス・プロパティ等事業  | 二次的著作物の企画、制作、販売及び販売許諾等                              |

(10) 主要拠点等 (平成25年 3月31日現在)

|         |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 統括・管理会社 | 当社 (東京都新宿区)<br>SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. (米国)<br>SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. (英国)                                                                                                                                                       |
| 開発拠点    | 株式会社スクウェア・エニックス (東京都新宿区)<br>株式会社タイトー (東京都新宿区)<br>株式会社スマイルラボ (東京都渋谷区)<br>SQUARE ENIX, INC. (米国)<br>CRYSTAL DYNAMICS, INC. (米国)<br>EIDOS INTERACTIVE CORP. (カナダ)<br>SQUARE ENIX LTD. (英国)<br>IO INTERACTIVE A/S (デンマーク)<br>SQUARE ENIX (China) CO., LTD. (中国) |
| 販売拠点    | 株式会社スクウェア・エニックス (東京都新宿区)<br>株式会社タイトー (東京都新宿区)<br>株式会社スマイルラボ (東京都渋谷区)<br>SQUARE ENIX, INC. (米国)<br>SQUARE ENIX LTD. (英国)                                                                                                                                     |

(11) 企業集団の従業員の状況（平成25年3月31日現在）

| 事業              | 従業員数  | 前連結会計年度<br>末比増減 |
|-----------------|-------|-----------------|
|                 | 名     | 名               |
| デジタルエンタテインメント事業 | 2,785 | 322             |
| アミューズメント事業      | 440   | 6               |
| 出版事業            | 141   | 1               |
| ライツ・プロパティ等事業    | 20    | 3               |
| 全社              | 396   | 26              |
| 合計              | 3,782 | 358             |

(12) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

| 借入先                                                   | 借入金残高    |
|-------------------------------------------------------|----------|
| SUMITOMO MITSUI BANKING<br>CORPORATION EUROPE LIMITED | 5,726百万円 |

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 440,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 115,370,596株 |
| ③ 株主数      | 33,614名      |
| ④ 大株主      |              |

| 株 主 名                                                          | 持 株 数(千株) | 持 株 比 率(%) |
|----------------------------------------------------------------|-----------|------------|
| 福 嶋 康 博                                                        | 23,626    | 20.53      |
| 株 式 会 社 福 嶋 企 画                                                | 9,763     | 8.48       |
| 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント                                        | 9,520     | 8.27       |
| ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク<br>ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 3 | 7,167     | 6.22       |
| 宮 本 雅 史                                                        | 7,047     | 6.12       |
| ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー<br>(ケイマン) リミテッド                          | 5,039     | 4.38       |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託<br>銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )               | 3,339     | 2.90       |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託<br>銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )           | 2,998     | 2.60       |
| 株 式 会 社 エ ス シ ス テ ム                                            | 2,045     | 1.77       |
| ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク<br>ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 1 0 3 | 1,347     | 1.17       |

(注) 持株比率は自己株式(302,302株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

- イ. 平成20年7月31日開催の取締役会決議による2008年8月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)
- ・新株予約権の数 198個
  - ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 19,800株 (新株予約権1個につき100株)
- ロ. 平成21年9月29日開催の取締役会決議による2009年10月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)
- ・新株予約権の数 570個
  - ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 57,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ハ. 平成21年12月25日開催の取締役会決議による2010年1月新株予約権  
(ストックオプション)
- ・新株予約権の数 1,300個
  - ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 130,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ニ. 平成22年7月29日開催の取締役会決議による2010年8月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)
- ・新株予約権の数 770個
  - ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 77,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ホ. 平成22年7月29日開催の取締役会決議による2010年8月新株予約権  
(ストックオプション)
- ・新株予約権の数 1,400個
  - ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 140,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ヘ. 平成22年12月24日開催の取締役会決議による2011年1月新株予約権  
(ストックオプション)
- ・新株予約権の数 200個
  - ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ト. 平成23年6月22日開催の取締役会決議による2011年7月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)
- ・新株予約権の数 870個
  - ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 87,000株 (新株予約権1個につき100株)

チ. 平成23年8月5日開催の取締役会決議による2011年8月新株予約権  
(ストックオプション)

- ・新株予約権の数 1,800個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 180,000株 (新株予約権1個につき100株)

リ. 平成24年6月26日開催の取締役会決議による2012年7月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)

- ・新株予約権の数 670個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 67,000株 (新株予約権1個につき100株)

ヌ. 平成24年7月30日開催の取締役会決議による2012年8月新株予約権  
(ストックオプション)

- ・新株予約権の数 1,100個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 110,000株 (新株予約権1個につき100株)

・当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

|                           | 種<br>類<br>(行使価額) | 行使期間                           | 個数   | 保有者数 |
|---------------------------|------------------|--------------------------------|------|------|
| 取<br>締<br>役<br>(社外取締役を除く) | 上記イ.<br>(1円)     | 平成20年8月22日から<br>平成40年8月21日まで   | 192個 | 4名   |
|                           | 上記ロ.<br>(1円)     | 平成21年10月22日から<br>平成41年10月21日まで | 560個 | 4名   |
|                           | 上記ニ.<br>(1円)     | 平成22年8月24日から<br>平成42年8月23日まで   | 760個 | 4名   |
|                           | 上記ト.<br>(1円)     | 平成23年7月22日から<br>平成43年7月21日まで   | 860個 | 4名   |
|                           | 上記リ.<br>(1円)     | 平成24年7月27日から<br>平成44年7月26日まで   | 660個 | 4名   |
| 社<br>外<br>取<br>締<br>役     | 上記イ.<br>(1円)     | 平成20年8月22日から<br>平成40年8月21日まで   | 6個   | 1名   |
|                           | 上記ロ.<br>(1円)     | 平成21年10月22日から<br>平成41年10月21日まで | 10個  | 1名   |
|                           | 上記ニ.<br>(1円)     | 平成22年8月24日から<br>平成42年8月23日まで   | 10個  | 1名   |
|                           | 上記ト.<br>(1円)     | 平成23年7月22日から<br>平成43年7月21日まで   | 10個  | 1名   |
|                           | 上記リ.<br>(1円)     | 平成24年7月27日から<br>平成44年7月26日まで   | 10個  | 1名   |

(注) 1. 職務執行の対価として交付された新株予約権である上記イ、ロ、ニ、ト、リ、の行使の条件及び取得事由は、以下のとおりであります。

・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間（ただし、上記行使期間内とする。）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合は又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

・新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

2. 職務執行の対価として交付された新株予約権である上記ハ、ホ、の行使の条件及び取得事由は、以下のとおりであります。

・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続人（以下、「相続人」）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が新株予約権割当契約の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとし、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。

新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

・新株予約権の取得事由

新株予約権者又は相続人が権利行使をする前に上記新株予約権の行使の条件の規定により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合において、当社取締役会が別途取得日を定めるときは、当該取得日に、当社は当該新株予約権者又は相続人のみが有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更の議案又は新株予約権の目的である種類

の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）において、当社取締役会が別途取得日を選定したときは、当該取得日に取得日時時点で残存する新株予約権の全部を無償で取得する。

3. 職務執行の対価として交付された新株予約権である上記へ、チ、ヌ、の行使の条件及び取得事由は、以下のとおりであります。

・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合は、その日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6ヶ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続人（以下、「相続人」）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が新株予約権割当契約の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとし、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。

新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

・新株予約権の取得事由

新株予約権者又は相続人が権利行使をする前に上記新株予約権の行使の条件の規定により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合において、当社取締役会が別途取得日を選定したときは、当該取得日に、当社は当該新株予約権者又は当該相続人のみが有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更の議案又は新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）において、当社取締役会が別途取得日を選定したときは、当該取得日に取得日時時点で残存する新株予約権の全部を無償で取得する。

② 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

- ・発行決議の日 平成24年7月30日
- ・新株予約権の数 1,100個
- ・交付された者の人数及び新株予約権の数  
     当社従業員 8名 1,100個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 110,000株
- ・払込金額 無償
- ・権利行使時の1株当たり払込金額（行使価額） 1,515円
- ・権利行使期間 平成26年7月31日から平成29年7月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件及び取得事由  
     新株予約権の行使の条件及び取得事由は、上記①（注）3.に記載のとおりであります。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成25年3月31日現在）

| 新株予約権の数 | 目的である株式の種類及び数       | 新株予約権行使時の1株当たり払込金額 | 行使期間                         |
|---------|---------------------|--------------------|------------------------------|
| 35,000個 | 普通株式<br>14,000,000株 | 2,500円             | 平成22年2月19日から<br>平成27年1月20日まで |

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                         |
|-----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 和田 洋一 | 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長<br>株式会社タイトー代表取締役社長<br>SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役社長<br>SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 取締役                  |
| 代表取締役副社長  | 本多 圭司 | 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役副社長<br>SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役<br>SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 取締役<br>SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 董事長 |
| 代表取締役専務   | 松田 洋祐 | 経理財務担当<br>株式会社スクウェア・エニックス取締役<br>株式会社タイトー取締役<br>SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役<br>SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 取締役                  |
| 取 締 役     | 千田 幸信 | 株式会社スクウェア・エニックス取締役                                                                                                                                   |
| 取 締 役     | 成毛 眞  | 株式会社インスパイア取締役ファウンダー<br>スルガ銀行株式会社社外取締役                                                                                                                |
| 常 勤 監 査 役 | 小林 諒一 | 株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締<br>役<br>株式会社スクウェア・エニックス社外監査役                                                                                                 |
| 監 査 役     | 矢作 憲一 | 大塚ホールディングス株式会社社外監査役<br>情報技術開発株式会社社外監査役<br>ビジネス・ブレイクスルー大学院大学教授                                                                                        |
| 監 査 役     | 松田 隆次 | 松田法律事務所 弁護士                                                                                                                                          |
| 監 査 役     | 斎藤 暢宏 | 株式会社スクウェア・エニックス監査役<br>株式会社タイトー監査役                                                                                                                    |

- (注) 1. 取締役成毛眞氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林諒一氏、矢作憲一氏及び松田隆次氏は社外監査役であります。なお、当社は、小林諒一氏、矢作憲一氏及び松田隆次氏を東京証券取引所の上場規則で定める独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 監査役矢作憲一氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の常勤監査役をはじめ、複数の会社の社外監査役を歴任し、日本監査役協会の常任理事を経験するなど、内部統制並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役松田隆次氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役斎藤暢宏氏は、金融機関での経験が長く、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 平成25年3月18日付で取締役松田洋祐氏は取締役から代表取締役専務に就任いたしました。

- ② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                    | 支給人員       | 支給額               |
|------------------------|------------|-------------------|
| 取<br>（う ち 社 外 取 締 役 役） | 5名<br>(1名) | 307百万円<br>(6百万円)  |
| 監<br>（う ち 社 外 監 査 役 役） | 4名<br>(3名) | 36百万円<br>(29百万円)  |
| 合<br>（う ち 社 外 役 員 計）   | 9名<br>(4名) | 343百万円<br>(36百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の金銭報酬限度額は、平成18年6月24日開催の第26回定時株主総会において年額600百万円以内、ストックオプションとしての報酬等の限度額は平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会で年額250百万円以内と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月24日開催の第26回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項（平成25年3月31日現在）

イ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役成毛眞氏は、株式会社インスパイアの取締役ファウンダー及びスルガ銀行株式会社の社外取締役を兼ねております。なお、当社とこれらの会社の間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役小林諒氏は、株式会社マツモトキヨシホールディングスの社外取締役を兼ねております。なお、当社と同社の間には重要な取引関係はありません。  
 また、同氏は当社完全子会社である株式会社スクウェア・エニックスの社外監査役も兼ねております。
- ・監査役矢作憲一氏は、大塚ホールディングス株式会社及び情報技術開発株式会社の社外監査役並びにビジネス・ブレイクスルー大学院大学の教授を兼ねております。なお、当社とこれらの会社及び大学の間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役松田隆次氏は、松田法律事務所の弁護士を兼ねております。なお、当社と同事務所の間には重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

|            | 取締役会（15回開催） |        | 監査役会（18回開催） |        |
|------------|-------------|--------|-------------|--------|
|            | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役 成毛 眞   | 12回         | 80.0%  | —           | —      |
| 監査役 小林 諒 一 | 15回         | 100.0% | 18回         | 100.0% |
| 監査役 矢作 憲 一 | 12回         | 80.0%  | 15回         | 83.3%  |
| 監査役 松田 隆 次 | 14回         | 93.3%  | 17回         | 94.4%  |

・取締役会、監査役会における発言状況

取締役成毛眞氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役小林諒一氏、矢作憲一氏及び松田隆次氏は、それぞれの分野で培われた豊富な経験と高い見識から取締役会及び監査役会において適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 金額     |
|-------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 47百万円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 117百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な国内子会社につきましては新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社の重要な海外（北米及び英国）子会社はErnst & Youngグループの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る英語の翻訳に関する助言業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任の他、原則として、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、取締役会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営指針及びグループ行動規範においてコンプライアンスの重要性を明確化するとともに、法務部門と内部監査部門の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度の設置により、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程を制定する。  
取締役は、取締役会等の議事録、稟議書その他その職務の執行に係る情報を当該規程の定めるところに従い適切に保存かつ管理し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理の徹底を図るため、法務部門と内部監査部門の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度の設置により、全社的なリスク管理の取り組みを横断的に統括する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
持株会社体制のもと、取締役はグループ経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、子会社取締役等に委譲した執行権限を職務権限・業務分掌規程において明確化したうえで、当該規程に基づき効率的に運用している。効率的業務遂行の基盤である情報システムの管理・運営に関し、情報システム運営委員会を設置し、情報システム全般を統制する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営指針及びグループ行動規範においてコンプライアンスの重要性を明確化するとともに、法務部門と内部監査部門の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
- ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社から取締役又は監査役を主要子会社に派遣している。  
経営指針及びグループ行動規範を定め、コンプライアンスに関して、当社企業集団における理念の統一を保つ。  
内部統制委員会及び内部通報制度をグループ内主要子会社においても制定・運用する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役は、補助者として監査業務の補助を行うよう使用人を設置することができる。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
⑦において設置する場合：  
上記使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役会の承認を得なければならないものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
社内重要会議に、常勤監査役が参加し、重要な会社の業務報告を確認している。また、内部通報窓口で常勤監査役を含めている。  
現行の体制を維持・推進する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
社内重要会議に、常勤監査役が参加し意見を述べるようにしている。  
重要な契約書類、稟議決裁、会計情報をいつでも閲覧できるようにしている。  
現行の体制を維持・推進する。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。今後、既存事業の拡大、新規事業の開拓、事業構造の改革等、当社グループの企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、株主への還元を重視し、業績連動、安定還元の最適なバランスを旨として配当を行ってまいります。

次期の配当については、連結配当性向30%を目安として配当を行う予定です。但し、1株当たり当期純利益額（期末発行済株式数による。以下同じ。）が100円を下回る場合は、安定配当の観点から、1株当たり年間配当額を30円（連結配当性向は30%を超える。）といたします。さらに、1株当たり当期純利益額が30円を下回る場合は、1株当たり当期純利益額を1株当たり年間配当額といたしますが（連結配当性向100%）、原則として、10円を1株当たり年間配当額の下限といたします。

### 当期の剰余金の配当について

当社は、平成25年5月17日開催の取締役会において、当期の期末配当金として1株当たり20円をお支払いすることを決議いたしました。

これにより、当期年間配当金は、平成24年12月に実施した中間配当金10円と合わせ、1株当たり30円となります。

つきましては、平成25年6月4日（火曜日）を支払開始日として、上記期末配当金をお支払いいたしますので、同封の配当金領収証により、払渡期間（平成25年6月4日から同年7月31日まで）内にお受け取り願います。

なお、配当金の送金方法をご指定の方には別途送金の手続きをいたしました。

~~~~~  
本事業報告中における金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>159,035</b>	<b>流動負債</b>	<b>37,414</b>
現金及び預金	100,418	支払手形及び買掛金	8,653
受取手形及び売掛金	30,226	短期借入金	5,726
商品及び製品	2,376	未払法人税等	1,499
仕掛品	47	賞与引当金	966
原材料及び貯蔵品	357	返品調整引当金	4,319
コンテンツ制作勘定	15,805	店舗閉鎖損失引当金	256
繰延税金資産	5,438	資産除去債務	3
未収還付法人税等	2,223	その他	15,989
その他	2,279	<b>固定負債</b>	<b>43,457</b>
貸倒引当金	△136	社債	35,000
<b>固定資産</b>	<b>43,473</b>	退職給付引当金	4,714
<b>有形固定資産</b>	<b>20,169</b>	役員退職慰労引当金	244
建物及び構築物	6,256	店舗閉鎖損失引当金	468
工具器具備品	3,672	繰延税金負債	1,655
アミューズメント機器	2,209	資産除去債務	800
土地	7,964	その他	574
建設仮勘定	5	<b>負債合計</b>	<b>80,872</b>
その他	59	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>10,940</b>	<b>株主資本</b>	<b>126,940</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,363</b>	資本金	15,204
投資有価証券	493	資本剰余金	44,444
差入保証金	10,121	利益剰余金	68,153
繰延税金資産	1,229	自己株式	△862
その他	1,150	その他の包括利益累計額	△6,853
貸倒引当金	△631	その他有価証券評価差額金	57
<b>資産合計</b>	<b>202,509</b>	為替換算調整勘定	△6,911
		<b>新株予約権</b>	<b>652</b>
		<b>少数株主持分</b>	<b>897</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>121,636</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>202,509</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		147,981
売上原価		98,788
売上総利益		49,192
返品調整引当金戻入額		1,551
返品調整引当金繰入額		3,927
差引売上総利益		46,817
販売費及び一般管理費		52,899
営業損失		△6,081
営業外収益		
受取利息	100	
受取配当金	9	
受取賃貸料	14	
為替差益	1,620	
雑収入	114	1,858
営業外費用		
支払利息	98	
支払手数料	53	
雑損失	3	155
経常損失		△4,378
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	8	
関係会社清算益	76	
新株予約権戻入益	445	
その他	120	653
特別損失		
固定資産売却損	58	
固定資産除却損	213	
投資有価証券評価損	0	
減損損失	939	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	60	
コンテンツ等廃棄損	3,696	
コンテンツ評価損	4,834	
その他	1,406	11,210
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失		△14,934
匿名組合損益分配額		13
税金等調整前当期純損失		△14,948
法人税、住民税及び事業税	957	
法人税等調整額	△2,208	△1,250
少数株主損益調整前当期純損失		△13,697
少数株主利益		17
当期純損失		△13,714

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	15,204
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	15,204
資本剰余金	
当期首残高	44,444
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	44,444
利益剰余金	
当期首残高	85,320
当期変動額	
剰余金の配当	△3,452
当期純損失	△13,714
当期変動額合計	△17,166
当期末残高	68,153
自己株式	
当期首残高	△861
当期変動額	
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△862

	金額
株主資本合計	
当期首残高	144,108
当期変動額	
剰余金の配当	△3,452
当期純損失	△13,714
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
当期変動額合計	<u>△17,168</u>
当期末残高	<u>126,940</u>
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	124
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△66
当期変動額合計	<u>△66</u>
当期末残高	<u>57</u>
為替換算調整勘定	
当期首残高	△8,696
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,785
当期変動額合計	<u>1,785</u>
当期末残高	<u>△6,911</u>
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△8,572
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,719
当期変動額合計	<u>1,719</u>
当期末残高	<u>△6,853</u>

	金額
新株予約権	
当期首残高	977
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△325
当期変動額合計	△325
当期末残高	652
少数株主持分	
当期首残高	783
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	113
当期変動額合計	113
当期末残高	897
純資産合計	
当期首残高	137,297
当期変動額	
剰余金の配当	△3,452
当期純損失	△13,714
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,507
当期変動額合計	△15,660
当期末残高	121,636

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>48,178</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,327</b>
現金及び預金	46,754	未払金	907
営業未収入金	1,239	未払法人税等	436
繰延税金資産	41	賞与引当金	7
その他	143	その他	975
<b>固定資産</b>	<b>97,914</b>	<b>固定負債</b>	<b>36,524</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,248</b>	社債	35,000
建物	941	長期預り金	1,227
工具器具備品	91	退職給付引当金	112
土地	3,216	役員退職慰労引当金	138
<b>投資その他の資産</b>	<b>93,665</b>	資産除去債務	46
投資有価証券	401	<b>負債合計</b>	<b>38,852</b>
関係会社株式	77,820	<b>純資産の部</b>	
関係会社長期貸付金	15,504	<b>株主資本</b>	<b>106,547</b>
繰延税金資産	2,928	資本金	15,204
差入保証金	1,339	資本剰余金	44,444
その他	45	資本準備金	44,439
貸倒引当金	△4,374	その他資本剰余金	4
<b>資産合計</b>	<b>146,092</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>47,760</b>
		利益準備金	885
		その他利益剰余金	46,875
		別途積立金	29,522
		繰越利益剰余金	17,353
		<b>自己株式</b>	<b>△862</b>
		評価・換算差額等	41
		その他有価証券評価差額金	41
		<b>新株予約権</b>	<b>652</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>107,240</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>146,092</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>営業収益</b>		1,728
<b>営業費用</b>		1,636
<b>営業利益</b>		92
<b>営業外収益</b>		
受取利息	157	
受取配当金	7	
為替差益	780	
雑収入	37	982
<b>営業外費用</b>		
支払手数料	53	
雑損失	0	54
<b>経常利益</b>		1,020
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	8	
新株予約権戻入益	445	
その他	43	498
<b>特別損失</b>		
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	8,965	
貸倒引当金繰入額	4,294	13,261
<b>税引前当期純損失</b>		△11,742
法人税、住民税及び事業税		417
法人税等調整額		121
<b>当期純損失</b>		△12,281

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	15,204
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	15,204
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	44,439
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	44,439
その他資本剰余金	
当期首残高	5
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	4
資本剰余金合計	
当期首残高	44,444
当期変動額	
自己株式の処分	△0
当期変動額合計	△0
当期末残高	44,444

	金額
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	885
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	885
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	29,522
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	29,522
繰越利益剰余金	
当期首残高	33,086
当期変動額	
剰余金の配当	△3,452
当期純損失	△12,281
当期変動額合計	△15,733
当期末残高	17,353
利益剰余金合計	
当期首残高	63,494
当期変動額	
剰余金の配当	△3,452
当期純損失	△12,281
当期変動額合計	△15,733
当期末残高	47,760
自己株式	
当期首残高	△861
当期変動額	
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△0
当期末残高	△862

	金額
株主資本合計	
当期首残高	122,281
当期変動額	
剰余金の配当	△3,452
当期純損失	△12,281
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△15,734
当期末残高	106,547
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	113
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△72
当期変動額合計	△72
当期末残高	41
評価・換算差額等合計	
当期首残高	113
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△72
当期変動額合計	△72
当期末残高	41
新株予約権	
当期首残高	977
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△325
当期変動額合計	△325
当期末残高	652

	金額
純資産合計	
当期首残高	123,373
当期変動額	
剰余金の配当	△3,452
当期純損失	△12,281
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△397
当期変動額合計	△16,132
当期末残高	107,240

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長坂 隆 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 横内 龍也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金野 広義 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長坂 隆 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 横内 龍也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金野 広義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月17日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
監査役会

常勤監査役 小林 諒 一 ㊟

監査役 矢作 憲 一 ㊟

監査役 松田 隆次 ㊟

監査役 斎藤 暢 宏 ㊟

(注)監査役 小林諒一、矢作憲一及び松田隆次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	まつ だ よう すけ 松 田 洋 祐  (昭和38年4月27日生)	平成13年10月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）執行役員 平成15年4月 当社執行役員経理財務部長 平成16年6月 当社取締役経理財務担当 平成25年3月 当社代表取締役専務（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.（当社グループ北米持株会社）取締役 SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.（当社グループ欧州持株会社）取締役	200株
※ 2	フィリップ テイモ ロジャース Philip Timo Rogers  (昭和44年6月2日生)	平成20年1月 EIDOS PLC 取締役最高経営責任者 平成21年11月 SQUARE ENIX LTD.（当社グループ欧州事業会社）取締役最高経営責任者（現任） 平成25年5月 SQUARE ENIX, INC.（当社グループ北米事業会社）取締役社長兼最高経営責任者（現任） （重要な兼職の状況） SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 取締役 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ほん だ けい じ 本 多 圭 司 (昭和32年12月29日生)	平成6年4月 株式会社エニックス（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成10年6月 同社取締役商品企画本部ソフトウェア企画部長 平成12年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成15年4月 同社代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スクウェア・エニックス取締役 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役 SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD. 取締役 SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 董事長	5,625株
4	ち だ ゆき のぶ 千 田 幸 信 (昭和25年9月29日生)	平成元年4月 株式会社エニックス（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）常務取締役商品企画部長 平成5年4月 同社専務取締役商品企画本部長 平成12年10月 同社取締役副会長 平成14年10月 同社取締役 平成15年4月 当社取締役（現任）	256,688株
※ 5	やま むら ゆき ひろ 山 村 幸 広 (昭和38年10月30日生)	平成8年4月 トランスコスモス株式会社営業本部副本部長 平成9年4月 同社取締役事業開発本部副本部長 平成9年10月 ダブルクリック株式会社代表取締役社長 平成11年1月 エキサイト株式会社代表取締役社長 平成20年8月 グラムメディアジャパン株式会社代表取締役（現任）	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
3. 取締役候補者山村幸広氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 山村幸広氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。  
5. 山村幸広氏が取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で責任限度額を10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。  
6. 山村幸広氏が取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役齋藤暢宏氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。また、監査役矢作憲一氏は、本総会終結の時をもって、辞任する予定です。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
※ とみ やま まさ じ 富 山 正 次 (昭和19年6月17日生)	昭和43年4月 公認会計士尾澤修治共同事務所入所 昭和44年7月 監査法人朝日会計社入社 昭和46年3月 公認会計士登録 平成4年8月 監査法人朝日新和会計社代表社員 平成13年5月 朝日監査法人専務理事 平成16年1月 あずさ監査法人副理事長 平成22年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 平成22年12月 日本振興銀行株式会社取締役(裁判所の代替許可決定により就任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。  
 2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 3. 監査役候補者富山正次氏は、社外監査役候補者であります。  
 4. 富山正次氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、富山正次氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。  
 5. 富山正次氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で責任限度額を100万円又は法令が定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。  
 6. 富山正次氏が監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
にし じま つよし 西 嶋 剛  (昭和29年5月31日生)	昭和54年4月 株式会社日本興業銀行（現・みずほコーポレート銀行） 入行 平成3年4月 IBJシュローダー銀行 信託部 上級副社長 平成12年2月 株式会社日本興業銀行（現・みずほコーポレート銀行） ニューヨーク支店米州事務部副部長 平成15年6月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 業務部長兼経理部長 平成17年2月 株式会社スクウェア・エニックス（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス） 監査室長（現任）	0株

(注) 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以 上

## 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書面と電磁的方法によるものと重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効なものとしてさせていただきます。
- (2) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。またパソコン、スマートフォン又は携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。

#### 2. インターネットによる議決権行使のご案内

**【議決権行使サイトURL】** <http://www.evote.jp/>

\*バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



##### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(アドレス<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用になれない場合もございます。
- ③ 携帯電話からの議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報送信が不可能な機種等には対応していません。  
※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- ④ インターネットによる議決権行使は平成25年6月24日(月曜日)の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら後記ヘルプデスクへお問合せください。

## (2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト（アドレス<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、賛否の入力に先立って、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いいたします。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、ポケット通信料、その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## (4) 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

## 3. 議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

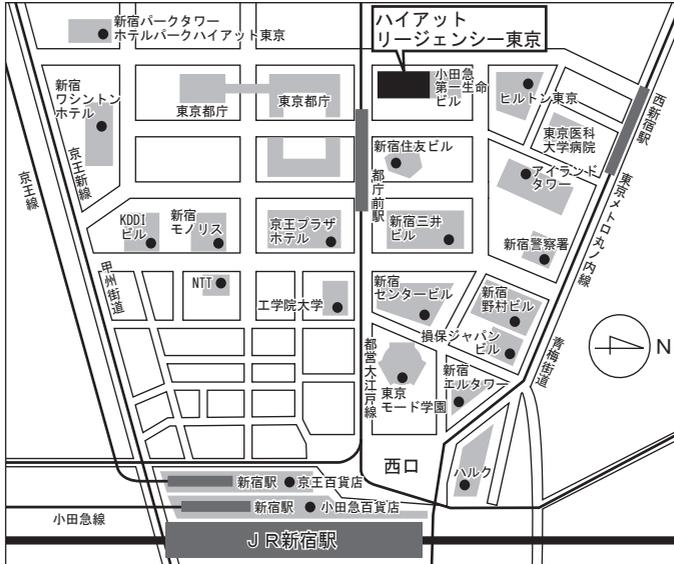
以 上

### システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）



## 株主総会会場ご案内図



### ハイアット リージェンシー 東京

地下1階「センチュリールーム」

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

都営地下鉄大江戸線 都庁前駅より徒歩3分（A7出口）  
 JR 新宿駅西口より徒歩12分（地下通路を都庁方面へ直進）  
 東京メトロ丸の内線 西新宿駅より徒歩7分

### 【ご案内】

- ・お土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主おひとり様に対し1個とさせていただきます。
- ・当日は、お車でのご来場はご遠慮願います。